

第36回南幌町農業委員会総会議事録

令和5年5月30日（火）午前9時00分より、役場 庁議室において
第36回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

議長 これより、第36回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。9番 上野 委員、10番 山田 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第36回南幌町農業委員会総会は、5月30日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第36回南幌町農業委員会総会は、5月30日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和5年 4月20日、第35回農業委員会総会を開催した。
28日、令和5年第3回議会臨時会に会長出席した。
29日、南幌町子ども室内遊戯施設「はれっぱ」開業式典に会長出席した。
5月23日 令和5年第4回議会臨時会に会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和5年5月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、3件でございます。

いずれも再認定となり、認定年月日は令和5年5月9日、有効期限は令和10年5月8日までとなっております。

認定番号5の5の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。

認定番号5の5の2、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。

認定番号5の5の3、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**142経営体**のうち**法人が16法人**となります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議 長 日程第5 議案第1号 農用地等のあっせん申出についてを議

題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和5年5月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、北広島市〇〇〇〇〇丁目〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号、〇〇 〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で8,065㎡なります。

以上でございます。

3 番 議長 3 番

議長 3 番 久保委員

3 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇〇〇〇〇が適格であると提案いたします。

議長 只今、久保委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、3番 久保委員、8番 野呂田委員 11番 背尾委員が適当であると提案いたします。以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第6** 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

所有権移転の整理番号5の5の1については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により南委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、南委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和5年5月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が5件、利用権の設定が2件でございます。

初めに、所有権移転の整理番号5の5の1について説明いたします。

整理番号5の5の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で11,999㎡他計5筆ございまして、41,069㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。所有権移転の整理番号5の5の1については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、所有権移転 整理番号5の5の1は承認することに決しました。

退席しております南委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、南委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5の5の2の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇

番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で9, 592㎡他計14筆ございまして、42, 325㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

事務局 整理番号5の5の3の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、田で2, 713㎡他計8筆ございまして、113, 416㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号5の5の4の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、田で9, 590㎡他計2筆ございまして、30, 085㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号5の5の5の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町5116番の〇、田で20, 512㎡他計5筆ございまして、104, 525㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定 整理番号5の5の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1, 451㎡他計11筆ございまして、81, 394㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年5月30日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。所有権移転整理番号5の5の2から5、並びに利用権の設定整理番号5の5の1については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

整理番号5の5の2については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5の5の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で2, 277㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年5月30日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。整理番号5の5の2については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議長 **日程第7 議案第3号 農業委員会の令和4年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表について**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農業委員会の令和4年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表について。

「農業委員会による最適化活動推進等について」(令和4年2月2日付け経営第2584号)農林水産省経営局長通知に基づき、「農業委員会の令和4年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況」について議決を求める。

令和5年5月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、毎年5月末までに前年度点検・評価を行い、6月末までに公表するものです。

内容につきまして説明いたします。

I 農業委員会の状況。1 農業委員会の現在の体制につきましては、農業委員数12名、委員の任期は令和5年7月19日までとなっております。2 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサスに基づいて記載しております。耕地面積については、

耕地面積及び作付面積統計の令和4年数値に基づき記載しております。次ページをお開きください。

Ⅱ 最適化活動の実施状況。各項目の現状及び課題、並びに目標につきましては、令和4年度目標に対する実績成果を記載しています。1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積の実績につきましては、新規集積面積は0ha、目標に対する達成状況は96.9パーセントとなっており、点検結果については、担い手の集積率が90%以上を超えており、農地中間管理機構と連携して効率的な集積を図ったとしています。(2) 遊休農地の発生防止・解消につきましては、農地の利用状況調査を8月から9月に、農地の利用意向調査を8月に実施し、11月に調査結果を取りまとめた結果、遊休農地は発生していません。(3) 新規参入の促進につきましては、次ページの実績のとおり新規参入者の参入はありませんでしたが、今後も関係機関と連携し、制度を周知しながら進めていくとしています。

2 最適化活動の活動目標については、実績内容は(1)から(3)に記載のとおりです。目標の達成の評語については、おおむね期待どおりの結果が得られたとしています。次ページをお開きください。

Ⅲ 事務の実施状況については、記載のとおりとしています。

なお、今後の公表に係る業務ですが、本案件が承認されましたら、町ホームページに公表し、北海道を通じて農林水産省に報告いたします。

説明につきましては、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号 農業委員会の令和4年度の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第36回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第36回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前 9時15分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

9 番

10 番